

旭川医科大学工事等成績評定評価委員会要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和3年8月23日学長裁定)

旭川医科大学工事等成績評定評価委員会要項の一部を改正する要項

旭川医科大学工事等成績評定評価委員会要項（令和元年8月30日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>第1・第2（略） (組織)</p> <p>第3 評価委員会は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) <u>事務局次長（総務・教務担当）</u></p> <p>(2) 総務部施設課長</p> <p>(3) 総務部施設課課長補佐</p> <p>(4) 総務部施設課施設企画係長 (委員長)</p> <p>第4 評価委員会に委員長を置き、<u>事務局次長（総務・教務担当）</u>をもって充てる。</p> <p>2 （略）</p> <p>第5（略）</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>附 則</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>この要項は、令和3年8月23日から実施し、改正後の旭川医科大学工事等成績評定評価委員会要項は、令和3年4月1日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>令和3年4月1日付け事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うとともに規定の整備を図るものである。</p>	<p>第1<u>条</u>・第2<u>条</u>（略） (組織)</p> <p>第3<u>条</u> 評価委員会は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) <u>総務部長</u></p> <p>(2) 総務部施設課長</p> <p>(3) 総務部施設課課長補佐</p> <p>(4) 総務部施設課施設企画係長 (委員長)</p> <p>第4<u>条</u> 評価委員会に委員長を置き、<u>総務部長</u>をもって充てる。</p> <p>2 （略）</p> <p>第5<u>条</u>（略）</p>